dd　項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ee　「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ff　「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

gg　項番16「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第七章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番４「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

hh　項番17「マーケット・リスク　うち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十六面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第二十一面の開示を行う場合、同面の項番９「合計」の項の額と一致する。

ii　項番18「マーケット・リスク　うち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第四面の開示を行う場合、同面の項番８ｃ「当四半期末におけるリスク・アセット」の項へ欄の額と一致する。

jj　項番19「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

kk　項番23「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の三の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十一条の三の規定により、250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ll　「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項には、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）附則第七条第二項に規定する調整項目に係る経過措置により調整項目の額に算入されなかったものについて、同告示による改正前の自己資本比率告示の規定によるリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

mm　項番24「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

nn　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

oo　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

pp　この面におけるロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

（第二面）

ＣＲ８：内部格付手法を適用した信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表

項番			信用リスク・アセットの額
1	前四半期末時点における信用リスク・アセットの額		
2	当四半期中の要因別の変動額	資産の規模	
3		ポートフォリオの質	
4		モデルの更新	
5		手法及び方針	
6		買収又は売却	
7		為替の変動	
8		その他	
9	当四半期末時点における信用リスク・アセットの額		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される信用リスク・アセットの額に係る計数を記載すること（標準的手法を適用するエクスポージャーについては、この面における開示の対象外とする。）。

b　項番２「資産の規模」の項には、会計上の総資産の本質的な変動（新規事業の取組による資産の増加及び債権の満期到来による資産の減少を含み、事業体の取得又は売却に伴う資産の変動は含まない。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

c　項番３「ポートフォリオの質」の項には、債務者及び案件の信用リスクの変化（格付区分の遷移又はこれに類似した影響等）により、保有するポートフォリオの質に対する自金融機関の評価が変動することに起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

d　項番４「モデルの更新」の項には、モデルの導入、モデルの利用範囲の変更又はモデルの欠陥に対処するための変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

e　項番５「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更又は新たな規制の導入等による計算手法の変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。